

【幅員・構造の変更に関すること】

Q1 平面構造を地下ボックスに変更したのはなぜか。

A1 鉄道との交差については、踏切を新設しないように立体交差とすることとなっています。今回、道路もしくは鉄道を高架による立体交差とした場合、大規模な構造となり費用も周辺への影響も大きくなるため、道路を地下とする構造を採用しております。

Q2 現在の都市計画どおり、道路を平面とする構造で阪急と交差できないのはなぜか。

A2 道路を平面構造とすると、阪急との必要な高さの離隔が確保できなくなるためです。

Q3 地下構造部には歩道を設置しないということであるが、歩行者導線はどのように考えているのか。

A3 地下構造部については、延長が長くなること、高槻茨木線で小学校区が分かれていることから歩道を設置しないこととしております。歩行者については、側道及び茨木寝屋川線南側の現道を通行いただきたいと考えています。

Q4 道路の幅員が 1.5m 拡幅した理由は何か。

A4 今回の変更案は最新の道路構造令と府の条例に基づき、決定しているため、道路の幅員が 1.5m 拡幅しております。

Q5 ボックス部について、自転車道が 2.0m しかないが、すれ違いができないのではないか。

また、車椅子の方が利用する場合は、さらに幅員が必要になるのではないか。

A5 自転車道については、車両と同じ進行方向での通行となります。なお、自転車道の幅については、基準通りとしております。

また、車椅子の方や歩行者の方は、ボックス部は通行できません。車椅子の方や歩行者の方がボックス部に進入できないような対策についても検討する予定です。

Q6 ボックス上面の復旧はどのように考えているのか。

A6 ボックス部の上面の復旧方法は、現時点では未定ですが、地元の方とも相談しながら検討する予定です。

Q7 阪急の東側について、ボックス部には側道がないが、上面を活用してもらえるとということでのよいのか。

A7 ボックス部については、活用できる幅が 15m あるため、どうすれば地域の機能復旧に繋がるかを検討していく予定です。

Q8 牟禮神社の本殿部分を通過しているが、どういう構造になるのか。

A8 地下ボックス構造となる予定です。

Q9 阪急を地下に潜らせるとかもう少し高くするとか、道路設置位置を安威川沿いにするなどいろいろな案があると思うが検討はしているのか。

A9 鉄道の地下化やルートを変更する場合、新たに都市計画道路区域内となる場所が多数出ることになります。今回は、今の都市計画道路線に近い形で少しでも影響が少ないように見直しさせていただいております。

【道路計画に関すること】

Q1 将来的に茨木寝屋川線のこの区間には車がどのくらい往来する予定なのか。

A1 将来交通量は1日あたり9,000台から12,000台弱程度の予測となっています。

Q2 枚方茨木線など駅周辺の道路は、現時点でかなり渋滞している。茨木寝屋川線の整備によりさらに混雑することはないのか。渋滞緩和の効果を数値で検証しているか。

A2 駅周辺の道路の交通量は数千台程度減少する予測となっています。しかし、交通量が増える箇所もあり、特に都市計画変更区間北側の八尾茨木線については交通量が増加する予測となっているため、道路の交通容量に対して交通処理が可能かについて、現在検討を進めているところです。

Q4 茨木寝屋川線と安威川にはさまれた箇所は、陸の孤島のようになり生活道路が分断される箇所が多数生じるが、歩道橋の計画などはあるのか。

A4 対策内容は今後検討することになりますが、機能回復する必要があると認識しています。今まで通りは困難ですが、地元の方と協議しながら検討していきたいと考えております。

Q5 安威川と近接しているが、堤防の強化やアンダー部の冠水に対する取り組みなどの検討はするのか。

A5 安威川の治水対策は100年に一度程度の確率で発生する大雨への対策は完了しております。アンダー部の冠水に対する取組みとして、排水ポンプの設置を考えております。

Q6 阪急東側のボックス部や掘割部に歩道がないが、周辺は中学校や公園、保育所があり人の出入りが多い。周辺道路も抜け道となっており、この周辺の交通量や動線をどう認識して、どのように整理していくつもりか教えていただきたい。

A6 変更予定区間全体を通して駅に向かう車や抜け道として利用する車については、バイパス整備により一定転換されるものと認識しております。ただ、実際の地域の状況については、地域の方に教えていただきながら引き続き勉強していきたいと考えております。

Q7 茨木寝屋川線における大型車の規制についてはどのように考えているのか。

A7 大阪府だけで決定できるものではないので、関係機関と相談しながら検討したいと考えています。なお、設計は大型車が通る前提で実施しております。

Q8 道路と住居地の関係を知りたいので拡大図を作成して欲しい。また、インターネットなどで公表して欲しい。

A8 拡大図および当日の説明資料については、ホームページに掲載しております。ただし、地形図が平成13年時点のものであるため、新しい建物等が反映されていない点にご留意ください。

【計画変更の手続きに関すること】

Q1 都市計画変更手続きの公述と意見書の提出は何が異なるのか。

A1 公述は、公聴会という場において口頭でご意見を述べていただくものです。
意見書の提出は、縦覧された都市計画案に対し、書面でご意見を提出いただくものです。

Q2 公述内容や意見はどのような扱いになるのか。

A2 いただいたご意見については、大阪府の見解を添えて大阪府都市計画審議会に諮るものとしております。大阪府都市計画審議会は学識経験者等の外部委員に都市計画案を諮る場です。また、大阪府のホームページにも公表させていただきます。

Q3 住民の意見により、大阪府や茨木市の計画が変更になることはあるのか。

Q3 いただいたご意見について、都市計画案を見直す必要があるものについては、反映させていただく場合もあります。ただし、計画案は法令等の基準に基づき作成しているため、いただいたご意見がすべて案に反映されるわけではありません。また、お示しさせていただいている内容は、現時点では、案の段階です。
今後、公聴会や案の縦覧を経て、最終的には、茨木市や大阪府の都市計画審議会に諮り決定します。

【事業（スケジュール・整備手順等）に関すること】

Q1 事業着手及び完了時期はいつ頃か。事業着手に向けた手続きにどのくらい期間を要するのか。

A1 事業の着手及び完了時期は現時点では未定です。事業スケジュールについては事業認可取得時の説明会でお示しさせていただきます予定です。

事業着手に向けて手続きに要する期間は1年程度です。

Q2 生活設計ができなくなっている状況なので、事業時期をしっかりと決めていただきたい。

A2 まずはどこから着手するかという整備手順を決めさせていただき予定。整備手順がきまれば、先に着手する地域の方についてはおおよその時期がわかることになります。

具体的な時期のご説明はもう少しお時間をいただきたいと考えております。

Q3 20年後くらいにできるのか、50年後くらいにできるのか。約束ではなく幅を持たせたものでいいので教えていただきたい。

A3 手順にもよりますが、10年以上はかかると考えております。

具体的な時期のご説明はもう少しお時間をいただきたいと考えております。

Q4 事業着手に向けた手続きが1年程度ということは、事業認可の取得は令和6年度、令和7年度のどちらを想定しているのか。事業認可取得の説明会は令和7年から8年頃には実施されるのか。

A4 現時点では未定です。事業着手に向けた手続きは、1年より早まることも遅くなることもございます。

仮に事業着手が決まり、事業認可を取得できた場合には、速やかに説明会を実施させていただきたいと考えております。

Q5 最短で工事着手はいつ頃か。

A5 現時点では未定です。一般的に測量・設計に2～4年程度要します。次に用地買収協議を進めて、工事に着手することになります。

Q6 工事着手は、一定区間すべての方の移転が決まってから着手されるのか、期間を決めてその時が来たら着手されるのか、どのように進めるかを教えてほしい。

A6 進め方には様々なケースが考えられます。用地買収にご協力をいただいた後、長期間経過しても工事が始まらないとご意見をいただくこともありますが、工事着手には一定区間の用地買収が完了する必要があります。連なって一定区間の方にご協力いただいた場合は、その区間の工事を優先的に進めていく場合もあり、土地を売却していただく場所やタイミングにもよるので、その都度、住民の方に周知しながら工事を進めていきたいと考えております。

Q7 立ち退き（用地買収）時期はいつ頃か。

A7 現時点では未定です。個別の具体的な交渉時期については、事業を進める中でお知らせさせていただくこととなります。

Q8 どこから整備を進めていくのか。

A8 整備手順は現時点では未定です。令和6年度内に決定する予定であり、事業認可取得時の説明会で、事業スケジュールと合わせて整備手順をお示しさせていただき予定です。

Q9 事業費はどのくらいか。

A9 事業費は現時点ではお示しできませんが、現在検討を進めており、事業認可取得時の説明会でお示しさせていただく予定です。

Q10 事業スケジュール等については、事業認可取得の際に対象者に送付されるのか。

A10 今回のような説明会を実施するので開催の案内を送付させていただく予定です。

【用地買収に関すること】

Q1 ボックス部も用地買収の対象になるのか。

A1 基本的に、ボックス部についても用地買収の対象となります。

Q2 土地の一部のみが都市計画道路内にある場合、範囲外の部分についても買収してもらえるのか。

A2 残る土地の面積や形にもよるため一概には言えませんが、基本的に、買収は都市計画道路内のみ対象となります。

Q3 用地買収の際には、代替地を斡旋してもらえるのか。

A3 用地買収は公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき金銭補償するもので、代替地の斡旋は行いません。

Q4 土地の価格はいつを基準に評価するのか。すぐに土地を売った人と20年経って土地を売った人がいれどなるのか。

A4 基本的に土地の価格は買収時点で評価します。公示価格という単価設定があり、10年20年で変化があるため、土地については一概にお示しできません。ただし、建物については、新しいものと時間が経過したものでは評価が変わります。

Q5 今後開催される説明会に参加していない場合、用地買収協議が折り合わなかった場合に、立ち退きを拒否できないのか。

A5 説明会への参加の有無による立ち退きへの影響はありません。

Q6 用地買収協議が折り合わず、立ち退きを拒否すると、この計画がなくなる可能性はあるのか。

用地買収協議が難航することがあるから、完了時期を決めていないのか。

A6 計画の廃止は考えておりません。過去にも価格が折り合わないなどで拒否される方もおられましたが、粘り強く交渉させていただいております。完了時期は事業着手の際にはお示しする予定ですが、用地買収協議が難航した場合等、計画通りに進まずスケジュールを見直すことも考えられます。

Q7 都市計画道路内にかかる地権者数は何名くらいいるのか。

A7 土地の地権者は200～300名程度です。土地に紐づく関係者（例えば、アパートの借家人など）については現時点では把握していません。

【環境影響に関すること】

Q1 工事期間中は重機や粉塵などにより都市計画道路外の沿道住民にも影響が出ると思われるが、何か補償はあるのか。

A1 沿道住民の方については、対象範囲は今後検討させていただきますが、工事前後に家屋の調査を実施させていただき、工事に起因する損傷が確認された場合は、適切な補償をさせていただく予定です。

Q2 道路ができることで、生活環境が大きく変わり今の家に住めなくなった場合、例えば小さな子供が喘息を持っており生活できないという申し出があった場合などは、補償をしてもらえるのか。

A2 一般的には難しいです。

Q3 慢性渋滞が発生した場合、交差点などで車の発進時に排ガス等の影響があると思われる。5年、10年先になると環境の変化があると思うが、その場合、数値を見直すことはあるのか。

A3 基本的には、今の予測結果を基に検討させていただくことになります。

Q4 環境影響評価は今の交通量で実施しているのか、幹線道路が通るのでトラックの増加などを想定して実施しているのか。

A4 環境影響評価は、道路完成後の交通量予測結果から、大型車の割合等を考慮して評価しています。

Q5 説明の中で、騒音への対策については引き続き勉強するということを書いていたが、どういうことか。

A5 どのような騒音対策が適切か引き続き検討が必要と考えており、現時点では車の走行音を抑える舗装による対策を予定していますが、新しい技術が出てきた場合は採用を検討していきたいと考えています。

【税に関すること（担当：茨木市）】

Q1 用途地域の変更については、税金が上がる可能性があり、測量をして正確な値が確定してから土地の税金が上がるという順番が正しいと思うが。

A1 今回の用途地域の変更は 75cm から 1m 程度で大きな変更にはならず、税への影響も少ないと考えております。当該区間については、道路ができた段階では路線価が変わると思われませんが、直近すぐが変わるということではありません。

Q2 リーフレット裏面に記載のある、『区域外になった範囲については税金が上がる場合があります』というのはどこを指しているのか。

A2 区域外となる範囲は図面のボックス部と記載している範囲です。

都市計画道路の予定地にある土地については、道路予定地の面積に応じて減価補正されており、今回の変更で区域外になる、道路予定地の割合が変わることがあれば、額課税額が上がる可能性があるという趣旨で記載しております。

【その他（ご要望）】

- 用地買収となると人の人生設計にかかわる大きな問題である。どこまで用地買収の対象になるのか、いつ買収されるのかを心配されている方がたくさんいることをご理解いただきたい。人生設計を考えるにも予定がわからなければ難しいので、予定が分かった段階でできるだけ早く示してほしい。
- 買収時期の問題については、個々に相談が出てくると思うが、出来るだけ意向に沿った形できめ細かく対応してもらいたい。
- 個人的な対応のほか、この説明会のような共通理解の場を設けて欲しいので、説明会を都度開いて地域の人に少しでも納得してもらえるようお願いしたい。
- 今住んでいる場所の振動が激しい。安威川周辺は地盤が緩く、地盤改良をしなければ建物を建てにくい地域なので、振動の面について考えていただきたい。
- 目先のことだけを考えるのではなく、これから先のことを十分考慮した案にして欲しい。